

▲ 佐野桂吉氏(左)と今井清一氏

亀田町功労者表彰に 佐野桂吉氏と今井清一氏

十一月三日文化の日に、平成六年度の亀田町功労者表彰式が役場で行われました。今回、功労者として表彰されたのは、町の福祉向上に貢献された、佐野桂吉氏(東船場四、67歳)と今井清一氏(稲葉二、66歳)のお二人です。

佐野氏は、昭和四十六年から民生児童委員となり、現在に至るまで二十四年にわたり、福祉の向上に務めてこられました。また、亀田町民生児童委員総務を経て、平成五年には亀田町社会福祉協議会会長に就任されています。

今井氏は、昭和四十七年から民生児童委員となり、現在に至るまで二十三年にわたり、福祉の向上に務めてこられました。地域住民の相談役、行政とのパイプ役として、永年にわたり貢献された功績に、感謝いたします。おめでとうございました。

平成6年度・文化講演会 「中村敦夫の 世界見聞録」

—今、世の中がおもしろい—

開催日

11月27日(日)

午後1時開場

1時30分開演

会場

町民会館
大ホール

《入場無料》



中村敦夫

—お問い合わせは生涯学習課へ☎381-2111 内線261—

亀田町音楽祭

11月20日(日)PM1:00~

町民会館大ホール

- ①小学生合唱合奏(早小4年生、西小4年生、亀小6年生)
- ②吹奏楽(亀小音楽部、東小音楽部、西中吹奏楽部、亀中吹奏楽部)
- ③合唱(亀中合唱部、西中有志、コーラス紫音、コールトータス、合唱団コスモス、梨の実合唱団、合唱団のぎく)

火災情報案内・テレフォンサービス

☎382-0119

火災情報の問い合わせはこちらへ。

秋の叙勲受章者

勲五等瑞宝章 立川又一氏
勲五等瑞宝章 堀切芳男氏



立川又一氏

秋の叙勲受章者が十一月三日に発表され、亀田町からは元亀田町消防団長の立川又一氏(73歳、袋津五)と元警視の堀切芳男氏(70歳、五月町二)のお二人が受章されました。立川氏は昭和一四年、当時一七歳で消防団に入団。以来町の消防活動に尽力され、二年に警察官となり、



堀切芳男氏

れ、昭和六一年から平成五年まで団長を務められました。まだ消防署のない時代は、「早通の火災現場へ、水を積んだ手押し車をひっぱって駆け付けた」などの活躍をし、人命救助・財産保全に貢献されました。堀切氏は佐渡出身で、昭和二年に警察官となり、

同五七年に退職するまで、おもに県警本部の警備部門(外国人関係担当)で活躍されました。亀田町に住居を移したのちは昭和五五年。「当時は田んぼの真ん中だったが、次々に宅地や店舗ができ、この辺りもにぎやかになった」と振り返っていました。お二人の受章、おめでとうございます。

卓球講習会を開催します

町卓球連盟の主催。参加費は無料。シューズ・ラケットを持参し、運動のできる服装でおいでください。
開催日：十一月二十五日(金) 午後七時
会場：町民会館大ホール

団体卓球選手権参加チーム募集

亀田町体育協会では「亀田町オープン団体卓球選手権」を開催し、参加団体を募集しています。
開催日：十二月四日(日)
会場：町民会館
種目：男子団体(三人)の部、女子団体(同)の部、地域・職場の部(男子)

県推奨優良品の認定審査を実施

県では、県産品の品質向上と販路拡張を図るため、県産品推奨制度を設けています。推奨優良品の申請を受け付けていますので、ぜひご応募ください。
申請資格：県内に事業の本拠がある製造または販売業者
推奨対象品：加工食品、

善意のご寄付に感謝します

◇(併)第一印刷所(曙町一)の職場活性化委員会より、図書整備のためにとご寄付いただきました。

県功労者に皆川氏と武田氏を表彰

十一月三日、県の功労者表彰式が行われ、亀田町からは社会福祉功労の皆川イツ氏(78歳、袋津一)、地方自治功労の武田武司氏(78歳、砂岡一)が表彰されました。皆川氏は、袋津保育園の開設に尽力し、昭和三十九年の開設時より平成五年まで同園の園長、また現在も同園母体の社会福祉法人理



皆川イツ氏



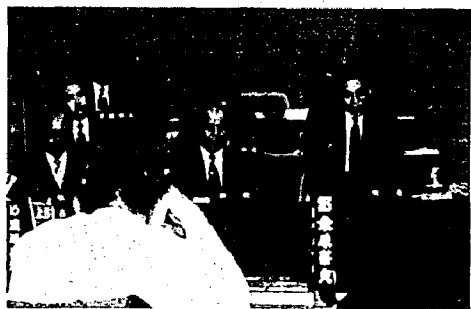
武田武司氏

事を務めるなど、町の児童福祉向上に貢献されました。武田氏は、昭和三十八年に当選して以来、昭和六十二年までの二四年にわたり、町議会議員として町の発展に寄与されました。この間、厚生水道委員会副委員長、新潟地区広域清掃事務組合議会議員を歴任されていま

おめでとうございます。

一般質問

9月議会の一一般質問から一部をご紹介します。



長期計画の内容について

新規事業は多岐にわたる

町長

議員：平成七年度に策定する亀田町第三次総合計画について、策定までの手順、日程はどうなっていますか。また、町長は新規事業として、どのようなものを織り込みたいと考えていますか。町長：平成八年から一七年までの第三次総合計画につきましては、四月に庁内でプロジェクトチームを設置し、会議を重ねながら取り組んでいます。

今後は、十月に基本構想案を総合計画審議会に諮問して、答申をいただく考えです。基本計画については、来年五月に審議会に諮問して答申をいただき、九月定



議員

保育園に冷房設備を

健康への影響を検討して

町長

議員：この夏の猛暑で、保育園児は汗を流して午睡しているという話を聞きました。園児が午睡する遊戯室は冷房の施設がありませんが、対策を立てる必要があると思います。町長：園児がたいへん暑がっていたという話は、聞いて

ていました。午睡する遊戯室に冷房を設置できないかという話ですが、冷房のきいた場所で午睡するのは、子どもの体に悪影響はないのか、その功罪をよく検討しなければならぬと思います。

議員

土曜休校に問題はあるか

さしたる問題はない

教育長

議員：学校週五日制について、毎月第二土曜日の休校は定着しようですが、導入時には保護者や先生から、いろいろの問題点が指摘されました。現在では、問題は残っていますか。教育長：学校に事情を聞いたところ、家庭では家族と

話し合う時間、行動する機会が増えたと認識しており、学力の低下もみられないといえます。また、塾の過熱や非行の増加についても、その兆候はないようです。このように、週五日制はさしたる問題はない、といっています。差し支えないと思います。

議員

老人居室貸付の改善は

対象の拡大を検討中

福祉課長

議員：三月議会に厚生水道委員会の報告の中で、老人居室整備資金の貸付規則を改善すべきであるという意

見がありました。これを受けて、どのような取組みがあったのでしょうか。福祉課長：現在の貸付規則

によりますと、専用の居室整備に限られ、トイレや階段、浴槽、これらを単独に整備する場合は融資の対象ではありません。県のアドバイスでも、単

室内スポーツ体験会 11月24日

ソフトバレーボール、インディアカ、二つの室内でするニュースポーツの講習会を行います。ぜひ一度、体験してみませんか。
開催日：十一月二十四日(木) 午後七時
会場：町民会館大ホール

料理講習会 12月9日

開催日：十二月九日(金) 午前十時
会場：町民会館二階・栄養改善室

講師：川崎レイ子先生
内容：洋風の味を重箱にとりかまぼこ外
定員：二十四人(定員になりしだい締切り)
申し込み：十二月二日(金)までに、生涯学習課へお申し込みください
問い合わせ：生涯学習課 三三八一―二二一 内線261



お問い合わせ：生涯学習課 三三八一―二二一 内線261

贈らない！求めない！
受け取らない！

きれいな葉
選言

平成元年に改正された公職選挙法により、政治家の寄附等が禁止されました。この規定には、年賀状などのあいさつ状（自筆の答礼を除く）も含まれていません。これから年末年始を迎え、「贈らない！求めない！受け取らない！」を合言葉に、きれいな選挙を推進しましょう。

政治家は寄附を

してはダメ！

政治家（候補者、候補となろうとするもの、現に公職にあるもの）が、選挙区内にあるものに対して寄附をすることは、いかなる名義でも禁止され、次のものを除き罰則の対象になります。

- ・政治家本人が出席する結婚披露宴での祝儀
- ・政治家本人が出席する葬式や通夜での香典
- ・政党や親族に対するもの



威迫して寄附を
求めてはダメ！

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求することも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政



治家の当選または被選挙権を失わせる目的で、勧誘や要求をすると処罰されます。
政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

年賀状等あいさつ

状もダメ！

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のため自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されます。



後援会が有料広告

を出すこともダメ！

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すことは処罰されます。なお、政治家や

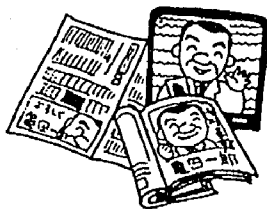


後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

後援会が花輪等を

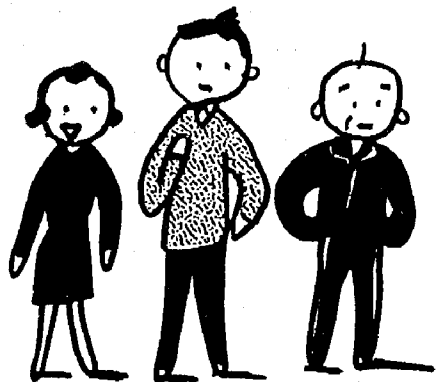
出してもダメ！

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀そのほかこれらに類する物を出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をしようと、その時期のいかに問わず、処罰されます。



第4回亀田町
町民福祉大会

「であいふれあい」豊かな交流



11月26日(土)午後1:00~

亀田町民会館大ホール

開会

表彰式、祝辞等 <1:00~2:00>

事例発表 <2:00~2:30>

- ・新潟県立向陽高校 生徒
- ・川端靖子さん<東町1丁目>

特別企画

町民参加の素人劇 <2:30~4:00>

「痴呆性老人を抱えたある家庭の中で…」

ある町に住むキワばあさんと、ヤエばあさん。その家族や、まわりの人々を通して、福祉について考えてみませんか？
町民の有志の方々が考え、作り、演じます。ぜひ見に来て下さい。

主催 亀田町社会福祉協議会



町立 私立 **保育園入園案内**

11月18日から受付

来年度の保育園児入園申請を、11月18日(金)から受付します。各園の定員と通園予定区域は、前号9ページに掲載してありますので、入園希望の方はご覧のうえ、お早めに手続きしてください。

■入園申請…入園申請書などの必要書類(前号参照)を添えて、11月18日~12月7日の間に、入園希望の保育園、または役場福祉課へ申請してください

■入園決定…平成7年1月下旬に個人通知します

■特別保育…延長保育(PM5:30まで)は各保育園で実施するほか、栄徳寺保育園・袋津保育園・第4保育園では乳児保育(10か月以上)を実施します

■問い合わせ…各保育園または役場福祉課へ

- 町立第1保育園(新明町2) ☎381-2627
- 町立第2保育園(諏訪1) ☎381-2095
- 町立第3保育園(東町3) ☎382-4870
- 町立第4保育園(西町4) ☎381-2296
- 町立第5保育園(中島2) ☎382-5440
- 袋津保育園(砂岡1) ☎381-2094
- 栄徳寺保育園(茅野山) ☎381-3755
- 平和の園保育園(本町2) ☎381-2051
- 早通保育園(早通) ☎381-2284

**夜間でも受診できます
胸部のレントゲン検診**

町では、町民健康診断で胸部レントゲン検診を実施していますが、受診率は年々低下している状況です。結核への関心が薄れつつある昨今ですが、結核は決して

日	時	会場
11/24(木)	午前9時30分~11時30分	町民会館
	午後12時30分~3時30分	
11/25(金)	午前9時30分~11時30分	公民館
	午後12時30分~3時30分	
	午後5時~8時	

などいろいろな病気で、仕事やその他の都合で受けられなかった方のために、夜間の時間帯を設け、再度実施しますので、この機会にぜひ受診してください。

※二年以上受診していない方には、受診票を送付しますので、記入のうえ会場に持参してください。

**休日当番医院
を変更します**

十一月二十日(日)と二十七日(日)の休日当番医院が、次のように変更になりましたのでお知らせします。
・十一月二十日：押木医院

(本町四)
☎三八一〇五二
十一月二十七日：富樫医院(四ツ興野一)
☎三八一七三七三

**野ネズミ駆除
を実施します**

十一月二十六日(日)・二十七日(日)の二日間、亀田町全域の田畑を対象に、野ネズミ駆除のための毒エサを仕掛けます。危険ですので田畑などに立ち入らないようお願いいたします。

**少年硬式野球
の選手選考会**

少年硬式野球の新潟リーグでは、次のように選手選考会を行います。

訂正します

前号14ページ、青少年健全育成県民大会の文中、アトラクションの出演団体名が間違っていました。正しくは、亀田町民謡協会です。おわびのうえ、訂正します。

告知板

行政相談 12月1日 午前9時~正午

■ところ 諏訪1・5・32 ■相談員 斎藤 行さん ☎(381)3869 役場や公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にどうぞ。

心配ごと相談所 毎火曜日

■時間 午前9時30分~午後3時 ■ところ 社会福祉協議会事務局(新明町1) ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。☎(381)7221 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

酒害相談 毎土曜日 午後7時~9時

■ところ 公民館 ■担当 新潟県酒害相談員 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 12月1日

■時間 午前8時30分~9時 ■ところ 役場保健課 ■手数料 1頭(子犬・子猫は10頭)1、400円(未登録の犬は登録料2、1000円を加算)事情により飼えなくなった犬(大型犬を除く)・猫の引取りを希望する人は、前日までに保健課へ連絡してください ☎(381)2111 内線156

ごめいふく

(10月後半届出)

石山 故人	世帯主	1
佐藤 ヨキ	本	7
渋谷 昇	富美	12
涌井 幸	本	17
見田 勇	本	17
橋本 ハル	本	28
佐藤 マツ	正	32
西山 セイ	理	36
柴野 マツ	伸	45
小早川 一	本	52
石井 信雄	本	54

※掲載を希望しない方は、届出の際に、住民課窓口までお申し出ください。

住民の動き